

## 都市基盤施策の充実強化について

(新潟県市長会)

国土の均衡ある発展と活力ある地域社会を実現し、魅力と活力にあふれた地域づくりを進めるためには、都市基盤施設整備の促進が求められている。

よって、国においては、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

### 1 道路整備事業の促進等について

- (1) 定住促進や地域コミュニティの安定など、地方創生に資する市町村道の整備財源を長期的・安定的に確保すること。
- (2) 今後、老朽化対策の徹底が必要となる道路及び橋りょう等や公園施設の点検、維持・補修、更新及び耐震化について、補助率の嵩上げ、起債条件の緩和、補助対象の拡大など、財政支援を拡充すること。

### 2 公共交通施策の拡充等について

- (1) 日常生活に必要不可欠な路線バス等の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業における要件の弾力的な運用を図るとともに、燃料費高騰対策や地方都市間における高速バス路線を維持するための支援措置を講じること。  
また、深刻化するバス・タクシー運転手不足の解消に向け、人材確保の取組みを推進すること。
- (2) 地方鉄道会社が今後も地域鉄道としての重要な役割を担い、安心・安全な運行を維持するため、施設設備の修繕・更新等に対する既存の国庫補助事業について、十分な予算を確保するとともに、固定資産税等の特例措置の延長、整備新幹線の貸付料の活用及び貨物調整金制度の見直しなど、当該会社が維持・存続のために必要な支援を講じること。
- (3) JR等鉄道の地方路線は、地域住民の生活や地域経済活動の基盤として重要な役割を担っていることから、地方の鉄道ネットワークの維持確保のため、鉄道事業者の持続的な経営に向けた更なる支援や市町村が行う運行費補助に対する特別交付税措置など、支援制度の拡充を図ること。

### 3 港湾・空港の整備促進等について

- (1) 能登半島地震の液状化等による港湾機能の被害等を踏まえ、国際拠点港湾や離島の港湾施設を含め、耐震化、老朽化対策を推進すること。

- (2) 日本海側港湾に観光立国による効果をもたらすため、インバウンドや航空貨物取扱量の増加を見据えた空港のC I Q体制強化等の推進ならびにクルーズ船寄港を見据えた受入環境整備等を推進するとともに、カーボンニュートラルポートの形成を推進すること。

#### 4 上下水道事業への支援について

- (1) 地域の上下水道は、人口減少に伴い使用料収入が減少する一方、施設老朽化に伴う改修・更新や、浸水・地震対策が必要となっていることから、国の積極的な財政支援措置の継続及び更なる交付要件の緩和や交付率引上げを図ること。  
また、水道の広域化に伴い廃止となる基幹施設の撤去事業に対する社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）について、補助上限額の引上げや補助要件の緩和を図るとともに、実情に見合った制度となるよう、抜本的な見直しを図ること。
- (2) 下水道の未普及解消に向けた交付金の重点配分を継続するとともに、全国的な広報の実施など、下水道接続率の向上に資する取組みを実施すること。
- (3) 計量器の導入や更新費用の負担を軽減するため、新基準に対応した電磁式を含む水道メーターの検定有効期間を見直すとともに、メーターの購入費用等に対する直接的な財政支援制度を創設すること。
- (4) 大規模な処理場を有しない小規模自治体では、民間事業者の参入が容易でないことから、厳しい財政状況下での計画的な污水管改築を進めるため、ウォーターPPP導入を污水管改築に係る国費支援要件とすることを見直すこと。

#### 5 豪雪地域の振興等について

- (1) 市町村道の除排雪に要する経費について、社会資本整備総合交付金の要件緩和や特別交付税措置率の拡充など、財政措置を拡充すること。  
また、豪雪時には、交付金の追加配分や市町村道除雪費補助の臨時特例措置など継続的な支援を実施するとともに、少雪時における除雪体制を維持するため、除雪待機料の創設など、財政的支援の拡充を図ること。
- (2) 高齢化等の進展により、自力での屋根雪処理作業等が困難となっている世帯が増加しているため、地域コミュニティによる高齢者世帯での屋根雪下ろしなどの除排雪作業に対し、一層の財政支援を講じるとともに、自治体が行う除雪作業の人材確保や高齢者に対する除雪経費について、財政的支援を講じること。

#### 6 まちづくり等の推進について

- 人・モノ・情報が行き交う活力あるまちづくりを進めるため、連続立体交差事業及び立体交差道路整備に係る予算を確保すること。

#### 7 空き家対策に対する財政支援について

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の強制撤去や除雪及び緊急安全措置について、補助率の嵩上げなど財政措置を拡充すること。  
また、管理不全空家や居住目的のない空家の除却に対する財政支援を拡充するとともに、降雪等の影響で、当初計画にない代執行による除却等を実施した場合も支援対象となるよう、柔軟な運用を図ること。

- (2) 特定空家や管理不全空家等の発生を防止するため、空家等の所有者及び相続人の管理責任の更なる強化を図ること。  
また、市町村が行う空家等の利活用費用や空家等所有者への解体費用などの助成について、財政支援を拡充すること。
- (3) ホテル等の大規模な空き建築物の除却及び安全対策等について、十分な支援措置を講じること。  
また、空家等対策の推進に関する特別措置法に限らず、建築基準法や道路法等も適用し安全対策等に必要な措置を講じること
- (4) 空き家の発生抑制を推進するため、住宅である空家を解体（除却）した場合に限り、市独自に実施している固定資産税の減免措置に対して財政支援を講じること。